

# つくしだより



平成30年8月号

「新しい明日のために」

要望活動を続けます

都連副会長 本田 道子

今年もすでに要望活動が始まっています。

東京つくし会としての要望をまとめ、来年の東京都の予算に組み入れてもらうための活動です。

直接担当する都の福祉保健局や教育の分野を担当する教育庁との懇談会を毎年行っています。

それと同時に予算は都議会で決定しますから都議会の各政党の議員さん達にも私たち「精神障がい者」の置かれている現状を分かってもらう、理解をってもらうことがとても重要なこと、です。

そのうえで都政では精神障がい者に対しては身体障がい者、知的障がい者と比べると同じように扱ってもらってはいない、ことの説明をしています。

これはこの時期だけに限らず普段からお会いするチャンスがあればいつでも説明していきたいと私たちが願っていることですが、この要望の時期だけに限定されているのが実情で残念に思っていることのひとつです。

今年はずまず単会の皆様に「つくし

会」として考えた要望を検討していただき

ました。そしてこれだけではなく、追加してほしい、という要望が寄せられましたので調整して再度「東京つくし会」の今年度の要望書としてまとめました。

「つくしだより」に同封して、単会のみなさまのもとへお届けしてあります。どうぞ 手にとられてごらんになり、そのうえで一緒に「ヒアリング」に参加してほしい、のです。

今年はずすでに「都民ファースト」と「公明党」さんが終わりました。各家族会のみなさまからも応援にきていただきました。

つくし会の役員だけではなく皆さんの応援団がいてくれるというのは議員の皆様への最大のアピールになります。

次はいよいよ都の福祉保健局が8月21日の午後から始まります。またご連絡をいたしますのでたくさんのお声援をお願いしたいと願っています。どうぞ予定に入れておいてください。

要望活動は今年で終りになるものではなく私たち「精神障がい者の家族が住み慣れた地域で安心して暮らしてゆける」までは続けてゆかなければ

ならない、と思っています。

声を出し続けていなければ精神的ことはもう解決した、と世の中の方々は思ってしまう、のです。しっかりと顔を出してあきらめずに何回も何回も都や議会に理解してもらうまでが「要望活動」なのではないかと思えます。

今年はず3点の重点要望があります。

- ①当事者のショートステイの充実
- ②家族のシェルターの確保
- ③心身障害者福祉手当の支給

まだまだ重点に取り上げたい要望はたくさんありますがこの3点は特に差し迫った事柄です。

すでに東京都が持っている施設で実現ができそうなものです。

福祉手当については他の2障がいではすでに実施中のもの。障がいの種別によって差があるのは納得ができません。強く要望をしてゆきます。

「今日よりもあかるい明日がきてほしい」

ただそれだけが私たちのねがい、です。

いっしょに都庁に行きましょう。



精神障害者保健福祉手帳1級所持者へのマル障（心身障害者医療費助成制度）への適用開始に伴う制度の内容について

都連副会長 植松 和光

つくしだより前号では制度の内容、申請手続き等についてお知らせしましたが、今号では次の内容についてお知らせします。

■心身障害者医療費助成制度の一部負担金の負担上限額の見直しについて（改正内容）  
マル障制度の一部負担は、後期高齢者の医療の確保に係る法律（以下「高確法」という。）に準拠して負担割合と負担上限額を定めています。

平成29年8月、高確法の改正により70歳以上高齢者の高額療養費の負担限度額が見直されました。今般マル障における一部負担金の負担上限額についてもこれに準じて改正します。

住民税課税対象の方  
負担割合 現行 1割 改正 現行通り  
負担上限額

外来12、000円が14、000円に改正  
入院44、400円が57、600円に改正  
住民税非課税の方通院・入院とも負担なし  
施行時期 平成30年8月診療分より

※1外来療養にかかる年間上限（新規創設）  
●1年間の外来診療にかかる一部負担額（月の高額医療費が支給されている場合は、支給後の額）の合計が、年間上限額（144、000円）を超えた場合は、超過した分を年間

の高額医療費として助成します。

●年間上限額の算定期間  
8月1日から翌年の7月31日までの期間について行う。

※2多数回該当（新規創設）

●マル障対象者（課税者）で、月の高額医療費の支給対象となつた回数が、対象となる療養を受けた月以前12か月間に3回以上ある場合は、4回目以降は上限額が軽減され44、400円を超える金額を月の高額医療費として支給します。

■対象者

東京都内に住所を有する方で、精神障害者保健福祉手帳一級の方

■対象外

- 1 所得制限基準額を超える方
  - 2 生活保護や中国残留邦人等支援給付を受けている方
  - 3 (※) 65歳以上になってはじめて精神障害者保健福祉手帳1級の方
  - 4 (※) 65歳に達する日の前日までマル障の申請を行わなかった方  
(東京都内に住所がなかった、生活保護を受けていた、などのために65歳前にマル障の申請を行うことができなかった方を除く。)
  - 5 後期高齢者医療の被保険者で、かつ住民税が課税されている方
- (※) 3 及び 4 については、以下のとお

り、制度改正時の経過措置がありません。

■経過措置

制度改正時の経過措置として、精神障害者保健福祉手帳一級をお持ちの方については、次のように取り扱うこととします。

(1) 経過措置の対象者（左記(ア)(イ)の両方を満たす方）

(ア) 年齢は平成31年1月1日の時点で65歳以上の方または64歳の方で同年6月30日までに65歳になる方（誕生日が昭和29年7月1日までの方）

(イ) 精神障害者保健福祉手帳1級)の方  
(※手帳交付日が平成30年12月31日以前

で、かつ平成31年1月1日以降の有効期限が残っている手帳に限る)

(2) 申請可能期間

上記(1)に該当する方は、申請受付開始（平成30年11月1日）から31年6月30日までは、マル障申請時の年齢が65歳を超えていても申請を受け付けます。

担当課：都福祉保健局保健政策部医療助成課  
電話：03-5320-4571 Fax：03-5388-1437



お詫びと訂正

7月号でつくし会の役員を紹介いたしました。左記のように訂正させていただきました。ご了承ください。

相談役：羽藤邦彦氏は羽藤邦利氏と訂正。



## 都民精神保健福祉講演会

「精神障害者の雇用をより進めるために」

アンケート調査より

都連理事 安藤 万寿代



6月20日に行われた古野素子氏の講演会で、多くの皆様からアンケートを寄せられましたので一部報告いたします。

- ・本日の講演は分かりやすかった49、少し難しかった8、難しかった1、
- ・講師のお話しに共感できた44、共感とまでいかなかった12、共感出来なかった0、
- ・精神障害者や疾病に対する理解、受け入れの推進に役立つ44、それほど役には立たない4、

※皆様の声から・・・

- ・精神障害者の雇用の増加は嬉しいです。
- ・事例と対応の仕方について理解できた。
- ・会社がどんな人を雇いたいか、分かった。
- ・本人が自覚を持つにいたるまでが課題です。
- ・この障害者は環境の変化に弱い病気のため慣れるまで 時間がかかると思います。サポートはどうか。無理して再発の心配・作業所の充実・適正な賃金も考えてほしい。
- ・制度等話は理解はできるが、就労の舞台上がるまでの支援を切に望みたい。年齢が進み考える事にも集中ができなくなっているので、本当に就労以前の問題が解消されないとはスタートが出来ない。

・支援者の力を借りながら、進めていくことが大事だと思いました。初めから上手く行かなくてダメ元と思い、トライしていく中で多くの学びがあると思えました。講師のお話しは分かりやすく良かったです。

・障害者の環境に対する現状と変化および個別支援の内容・その重要性和課題について、解りやすく良かったです。今回の内容の具体的事例を、紹介して頂ければ助かります。レジュメのような資料をいただければ良かったです。

・就労のポイントが良く理解できた。具体的な数値を示して講演されたのが良かったです。

アンケートをお寄せ下さいました皆様、ありがとうございます。



### 第8回みんなねっと関東ブロック都県連

会長会議が開催されました。

都連副会長 川崎 洋子



日時：7月30日(月) 13時～16時まで、

会場：東京都障害者福祉会館

参加者：埼玉県連(3名) 千葉県連(3名) 栃木

県連(3名) 茨城県連(4名) 神奈川県連(2名)

群馬県連(3名) 都連(6名) みんなねっと(1名)

この会議は関東ブロック1都6県の会長等が一堂に会して、現状を報告し合い、連携を深めていこうということではじめられま

した。今回は都連の担当でした。

テーマとしては、「医療費助成制度の現状とこれから」と「福祉手当の現状とこれから」について、話し合いました。

◆医療費助成制度の現状とこれからに関して、実施されているところの報告として、都は31年1月1日から手帳1級者に実施となっている。マル福として推進している茨城県の現状は、対象が障害年金1級となっている。そこで手帳2級者への拡大に向けて更なる運動を続けている。

千葉県連は、県としては未実施であるが対象としている市もあり、居住地によって異なる状態である。県連としては、県として精神障害者も対象とするよう請願を議会に提出している。神奈川県連も市町村によっては、実施されているが、県連としては、拡大に向けて県議会に請願書を出す予定。

◆福祉手当の現状とこれからに関しては、都連においても自治体で実施されているところは少なく、それも1級者のみであり、ほとんどが実施されていないのが現状。

各県連の報告にも実施されているところは多くない。神奈川県で少したが、市町村で実施されている報告があった。

まだまだ拡大、実施に向けての活動が必要と痛感いたしました。



## ☆賛助会費☆ (敬称略)

くるみクリニック	5	0	0	0	0	円
栗洲 美紀	2	0	0	0	0	円
吉田 晴哉	2	0	0	0	0	円
上杉クリニック	5	0	0	0	0	円
大倉診療所	5	0	0	0	0	円
土屋 米子	2	0	0	0	0	円
錦糸町クボタクリニック	5	0	0	0	0	円
天下堂医院	5	0	0	0	0	円
恩方病院	1	0	0	0	0	円
横山クリニック	5	0	0	0	0	円
幸仁クリニック	5	0	0	0	0	円
新小岩南口クリニック	5	0	0	0	0	円
板橋 仁	2	0	0	0	0	円
柳沢クリニック	5	0	0	0	0	円
にしの木クリニック	5	0	0	0	0	円
医療法人財団 暁	1	0	0	0	0	円
杉山クリニック	5	0	0	0	0	円
ハンドインハンド若松富美	1	0	0	0	0	円
多摩病院	1	0	0	0	0	円
小島頼子	2	0	0	0	0	円
代々木の森診療所	5	0	0	0	0	円
ちひろメンタルクリニック	5	0	0	0	0	円
石井メンタルクリニック	5	0	0	0	0	円
松原 のり子	2	0	0	0	0	円
明神下診療所	5	0	0	0	0	円
徳井記念五反田メンタルクリニック	5	0	0	0	0	円
勝どき二丁目クリニック	5	0	0	0	0	円

ありがとうございます。

## 講演会のお知らせ

- ☆8/31(金)精神科病院の改革を考える 講師:未来の風せいわ病院理事長 智田 文徳氏  
会場:東京都生協連会館3F会議室(中野区) 主催:五叉路塾 問合せ:氏家 ☎080-2251-8780
- ☆9/2(日) 高齢精神障害者の精神保健・福祉について(仮) 会場:荏原保健センター2F 多目的室  
講師:みどり工房施設長 吉本恵氏 主催:年輪の会(品川区精神障害者当事者会) ☎03-5875-0433
- ☆9/8(土) 精神科外来の意義と機能をめぐって 講師:埼玉県済生会鴻巣病院 精神科医 白石 弘己氏  
会場:新宿区立障害者福祉センター 主催:新宿フレンズ ☎03-3987-9788
- ☆9/15(土)精神科医療の今、これから 会場:二幸産業・NSP健幸福祉プラザ(総合福祉センター)  
講師:桜ヶ丘記念病院院長 岩下 覚氏 主催:サンクラブ多摩 ☎042-371-3380
- ☆9/22(土)レジリエンスの心理学~本人と家族のコミュニケーション(実習) 会場:あきる野ピア3階  
日本ケア・カウンセリング協会代表理事 品川 博二氏 主催:西多摩虹の会 ☎042-597-2888



※参加申込み・お問合せは、主催者までお願いします。

## 編集後記

今年の気象はとても異常な感じですが、6月初旬に梅雨入りしたと思えば6月下旬にはもう梅雨明け、そして連日35度超え猛暑。7月の初旬に西日本を襲った豪雨や台風12号の異常なコースで大きな被害をもたらしました。これは、日本だけのことではないようです。米のカルフオルニアでは異常高温による山林火災や熱波による死者が発生。

ポルトガルやイタリア、ドイツなどヨーロッパ各地でも気温50度。一方でカナダ東部ではニューファンドランドとノバスコシアで季節外れの雪が降り、ハリファクスで氷点下1度を観測したそうで。まさに異常気象の典型です。

このような世界的な現象についてWMO(世界気象機関)によれば「長期的な温暖化傾向が異常気象をもたらしている可能性がある」と指摘しています。この温暖化の原因は化石燃料の使用と森林伐採が問題とされていますが、世界で最も多く二酸化炭素を排出している米国のトランプ大統領がパリ協定(地球温暖化対策の国際枠組み)からの離脱を決定。世界一の経済大国が地球環境の事を考えないで自国の経済優先なんて一体どうなっているのでしょうか。皆様まだまだ暑が続きます。体調に気をつけてください。

都連副会長 植松和光

つくしだよりは赤い羽根共同募金の配分を受けて発行しています。